

滋賀県感染対策地域支援ネットワーク設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者施設および障害者支援施設や障害児入所施設（以下「障害者支援施設等」という。）における感染対策について、次の目的を達成するための滋賀県感染対策地域支援ネットワーク（Shiga HAI-Net）の設置および運営に関して必要な事項を定める。

- (1) 高齢者施設および障害者支援施設等における自立的な感染対策の実践を推進する人材を養成すること
- (2) 県内および地域における関係施設、保健所および専門家等による相互支援（ネットワーク）を推進すること

(滋賀県感染対策地域支援ネットワーク運営委員会)

第2条 Shiga HAI-Net の活動・事業についての企画・評価を行うため、滋賀県感染対策地域支援ネットワーク運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

1 運営委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 高齢者施設および障害者支援施設等に係る各団体の長が推薦する者
- (2) 滋賀県看護協会長が推薦する感染管理の専門家
- (3) 滋賀県保健所長会長が推薦する者
- (4) 県内各保健所長が推薦する者
- (5) 市町保健師協議会長が推薦する者
- (6) その他、事業実施もしくは本運営会議に必要と認めた者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 事業実施もしくは本運営委員会に必要と認めた場合は、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局および運営)

第3条 Shiga HAI-Net の事務局は、滋賀県健康危機管理課、医療福祉推進課および障害福祉課により運用する。

(活動)

第4条 Shiga HAI-Net は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 運営委員会の開催
- (2) 人材育成のための研修の開催
- (3) 各施設における感染対策に係るマニュアル等についての検討
- (4) 感染制御リーダーの認定および名簿管理
- (5) 感染制御リーダーを中心とした地域ネットワークの構築
- (6) 集団発生時の技術的支援

(7) 感染制御リーダーからの相談対応

(研 修)

第5条 Shiga HAI-Net は人材育成を目的とした研修を実施する。

- 1 感染制御リーダー研修により、感染制御リーダーを養成する。
- 2 感染制御リーダーフォローアップ研修により、感染制御リーダーに対して継続的に研修を行う。
- 3 一般研修により、対象施設の全ての職員を対象とした感染対策の基本に係る知識の普及を図る。
- 4 感染制御リーダー研修、同フォローアップ研修および一般研修の対象者、研修方法および研修内容等は、別に定める。

(感染制御リーダーと認定制度)

第6条 県は、感染制御リーダー研修の全日程に参加し、確認試験等により一定の知識を所有することを認めた者を、施設の感染対策の中心を担う感染制御リーダーとして認定する。

2 県は、感染制御リーダーの認定期間を定める。ただし、一定の要件を満たした者には認定期間を更新する。

(相談体制の構築)

第7条 Shiga HAI-Net は、感染制御リーダーが感染対策に係る課題を解決するための相談体制を構築する。

(雑 則)

この要綱に定めるもののほか、Shiga HAI-Net の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和6年5月8日から施行する。